
2015.01.26 (月) 10:30 ~ 20:30

会場 ● 千代田区立日比谷図書文化館

文化、暮らし、発明や発見、経済活動などを前進させるアーカイブ、
海外の経験にまなび、ナショナルデジタルアーカイブ・NDA へ

ARCHIVE SUMMIT アーカイブサミット 2015 2015japan ガイドブック

主催 ● アーカイブサミット組織委員会

共催 ● 千代田区立日比谷図書文化館

後援 ● 千代田区

協賛 ●

 A-IMAGE Co., Ltd.
株式会社 アイメージ

 株式会社 ワイアックス

 角川文化振興財団
一般財団法人 角川文化振興財団

 樹想社

 小学館
SHOGAKUKAN

 ICIC 産業文化創造研究所
Institute of Creative Industries and Culture

 DNP 大日本印刷

 dentsu

 YAHOO!
JAPAN

アーカイブ立国宣言……004	
MT-1 アーカイブ政策、著作権と法制度……011	
MT-2 アーカイブ組織：お金の問題……013	
MT-3 アーカイブの担い手、どうする……014	
MT-4 〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて：ビジョンと戦術……016	
L-1 アーカイブ（知識の蔵）のつなぎ方 高野明彦（国立情報学研究所教授）……017	
L-2 アーカイブをどう使うか 目黒公郎（東京大学教授）……020	
L-3 アーカイブを身近に感じるためには 御厨貴（東京大学客員教授）……025	
L-4 三講師による総括討論 高野明彦・目黒公郎・御厨貴……025	
WS-1 アーカイブのつくりかた I 総合芸術アーカイブセンターの取組み……026	
WS-1 アーカイブのつくりかた I 田中一光アーカイブ……027	
WS-2 アーカイブのつくりかた II 地域の文化資源アーカイブ・お茶ナビゲート……028	
WS-2 アーカイブのつくりかた II フィルム・アーカイブは映画をどのように扱うのか ——松本俊夫監督作品『銀輪』（1956年）をめぐる……029	
総括シンポジウム——アーカイブ立国をめざす！……030	

●ご案内とお願い

アーカイブサミット 2015 は、午前中から（夜のシンポジウムをのぞき）三つの会場で、三つのコマで、ミーティング・講演・ワークショップを開催します。参加者は、好きなプログラムに参加いただけます。途中の入場・退場も自由ですので、それぞれのコマに席のあるかぎり参加いただけます。

本日のご来場、誠にありがとうございます。
本サミットの開催、並びに会場の利用上の注意をまとめているので、必ずご一読ください。

○サミットの円滑な進行のため、各セッションにおいては司会やファシリテーター、スタッフの指示を尊重してください。

○無断での撮影、録音、録画はご遠慮ください。
ただし、セッションによっては、可能な場合もありますので、スタッフにご確認ください。
報道目的の方は受付でお申し出ください。

○なお、ソーシャルメディア等での発信は各自の責任において自由です。
Twitter をお使いの場合は、ハッシュタグとして、#アーカイブサミット をご利用ください。

○館内は蓋付きの飲み物以外は飲食禁止です。
なお、1Fにカフェ、B1にレストランがあります。また日比谷公園内にもレストランがあります。

○携帯電話は4F、1F、B1は通話可能ですが、3階全部及び2階の大部分は通話できません。
3F、2Fの閲覧エリアや階段などで通話されることのないよう、お願いします。

○喫煙所はB1にあります。

●基調 アーカイブ立国宣言

提言 1：国立デジタルアーカイブ・センター（NDAC）の設立

国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「(仮称) 国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

提言 2：デジタルアーカイブを支える人材の育成

文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

提言 3：文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして公開する。

提言 4：抜本的な孤児作品対策

著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品（いわゆる「孤児作品」）につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的立法措置を実施する

◆文化資源の蓄積と活用

我が国は明治維新以来、欧米を手本にモノづくりによる豊かさを追求してきた。しかし 21 世紀に入り、消費財は行き渡り、製造業の拠点は海外に移りつつある中、我が国の経済は、モノづくりからコトづくりへの転換を遂げつつある。モノに付加価値をつけ、魅力あるソフトを制作し、高度なサービスを提供する基盤としての創造性は、我が国が古来より蓄積してきた文化資源への参照と活用によってこそ生み出される。独自性を持ち、世界に通じるコンテンツを生み出し続けていくためには、これまで蓄えた知を活かし、新たな創造の源とする、「知の循環」を社会に根付かせることが必要である。

図書、記録文書、映像、写真、美術品などのさまざまな文化資源を共有し、活用することは、社会を成り立たせるための礎となる。東日本大震災は、図らずもそのことを明らかにしたとすることができよう。津波に対する備えを古来の伝承からどう学んでいたのか。原子力発電の安全性や放射能の影響について何が明らかにされ、何を知らされていなかったのか。残された記録や日々生み出される情報を分かち合い、吟味して活かすことは、郷土を守り、国を維持し、社会をより良くしていくための根本的な営為である。

文化資源の発信は、国際社会に対する貢献にも資することが期待される。江戸時代の浮世絵をはじめ、映画やマンガ、アニメ、ゲーム、食文化、ファッションなど、我が国が生み出したコンテンツは世界を魅了してきた。こうした芸術文化を通じて諸外国から好意的に見られることは、ソフトパワーの時代と言われる現代において、世界の中で一定の地位を保つことにつながる。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを機に、世界の視線が再び日本に注がれるとき、我が国の文化資源の蓄積と活用の成否が問われることになる。

◆デジタルアーカイブの拡大に向けて

多様な文化資源をデジタル化し、世界に発信するデジタルアーカイブの整備は、文化資源の蓄積と活用における中心的な課題で

ある。諸外国を見れば、すでに 3,000 万件を超えるデジタルデータを有する EU のヨーロッパナ（Europeana）に象徴されるように、各国がしのぎを削る急速な構築が進められている。他方我が国では、各地、各機関で先駆的な取組は見られるものの、デジタルアーカイブを巡る環境は、欧米諸国と比べて多方面で対応が遅れていると言わざるを得ない。アーカイブの現場では、依然として必要な人材や財源の不足といった問題、そして著作権をはじめとする解決困難な多くの法的課題にも直面していることに加え、各種文化資源の散逸・劣化も進んでおり、もはや包括的かつ抜本的な対応の実行は急務となっている。

我が国の魅力ある文化資源を収集・保存し、魅力的な形で全世界に向けて発信することは、我が国の文化芸術のプレゼンスを向上させるとともに、「知のインフラ」として、各種ビジネス・教育・研究・福祉・観光・まちづくり等に決定的に貢献するものである。かつ、これらの知識インフラは、比較的少ない予算で世界最先端の水準の整備が可能であり、将来の維持管理費用も従来型インフラに比べれば低水準で賄える点で、財政難かつ少資源の日本の浮沈の鍵を握るものと言っても過言ではない。

このような停滞した状況を打ち破り、文化資源を礎にした成熟社会を形成していくためには、知識インフラの基盤となるデジタルアーカイブの振興を国家戦略として位置付け、そして文化資源に関わる当事者の力を結集するための制度整備を行なうことが不可欠である。私たち文化資源戦略会議は、「アーカイブ立国宣言」として、以下の 4 点を柱とした、デジタルアーカイブ振興政策の確立を提言する。

提言 1：国立デジタルアーカイブ・センター（NDAC）の設立

国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「（仮称）国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

提言 2：デジタルアーカイブを支える人材の育成

文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

提言 3：文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして公開する。

提言 4：抜本的な孤児作品対策

著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品（いわゆる「孤児作品」）につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的立法措置を実施する。

以下、各提言について解説していく。

提言 1：国立デジタルアーカイブ・センター（NDAC）の設立

国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「（仮称）国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

ヨーロッパナや米国デジタル公共図書館（Digital Public Library of America）に象徴されるように、デジタルアーカイブの発展及び国民全体による利用の促進という観点からは、多数のデジタルアーカイブが分野ごと・地域ごと・機関ごとに並存しているだけでなく、それらの個々のアーカイブをつなげるハブ機能の存在がきわめて重要となる。このようなハブが存在することにより、ポータルサイトとして一元的な管理・検索が可能となり、利用者の利便性が格段に向上するほか、ヴァーチャルな形であれ、個々のアーカイブの所蔵する数百万点もの作品が一カ所に集められることにより、国内はもちろん、海外に向けても、日本の文化資源のデジタルアーカイブとしての存在感が一段と大きくなるからである。

このようなナショナルセンターとしての役割を果たし、日本が世界に誇る文化資源のデジタル化を国家的に推進する機関として、「国立デジタルアーカイブ・センター（以下、NDAC = National Digital Archive Center と略）」の設立が必要である。この

NDAC は、国内の諸デジタルアーカイブを支え、統合的利用を可能にするという機能を果たすことが第一義的な目的であるが、それを実効性あるものにするためには、施設・設備面での裏付けも必要である。また、中心となる施設はひとつに集約する必要はなく、むしろ機能分担・地域分担による複数施設の設置が考慮されてよいだろう。

NDAC は既存のデジタルアーカイブを対象とするだけでなく、各文化施設所蔵品や地域で掘り起こされた各種文化資源のデジタル化・公開を支援するとともに、文化資源を扱う新たな専門家の研修・育成などの役割を担うことも期待される。このようにデジタル情報が集積・統合されるセンターが設立されることによって、日本のデジタル文化資源（コンテンツ）の権利情報データベースが付加的に備えられることになり、デジタルアーカイブの発信する文化資源の国内外における利用がさらに促進されることが望ましい。

NDAC が有すべき 10 大機能

1. 各文化施設・関連機関・地域の文化資源のデジタル化・公開支援機能
2. それを支える現物保管機能
3. デジタル文化資源（コンテンツ）のデータ形式の標準化機能
4. 新しいアーカイブ専門家の研修・育成機能と研究開発機能
5. 国内の各デジタルアーカイブのデジタルハブ機能／ポータルサイト機能
6. デジタル文化資源権利情報データベース機能
7. 国民等への啓発・普及機能
8. デジタル文化資源を活用したビジネスモデル開発・起業支援機能
9. 国内・海外関係者との交流機能（字幕付与・多言語発信の支援機能を含む）
10. 以上の機能を支える企画・運営機能

提言 2：デジタルアーカイブを支える人材の育成

文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

文化資源をアーカイブ化し、活用するためには、それを担う人材を欠かすことができない。博物館、図書館、文書館など既存の文化資源機関では、学芸員や司書、アーキビストがその役割を担っているが、デジタル化を進めるための知識や技能は充分とは言いがたい。「アーカイブ立国」実現のためには、新たな担い手、専門人材の育成に取組まなければならない。そのためには、高度文化資源専門職の養成制度を創設する必要がある。

（1）高度文化資源専門職「（仮称）文化資源コーディネーター」の創設

既存のアーキビスト、学芸員、司書等の専門職が培ってきた専門能力を深化拡大させ、デジタルアーカイブの構築において中心的な役割を果たす、新たな高度専門職を創設すべきである。新たな高度文化資源専門職に求められる専門性は、大別すると次の3つである。

第一に、専門分野に関する知見（文化、芸術、学術）である。博物館や文書館、図書館などが取り扱う文化資源について、学問的な裏付けを持って発信するためには、その専門分野（例えば、美術館であれば美術史、文書館であれば歴史学等）に対する深い知見が不可欠である。従来の学芸員・司書の養成制度は、取り扱う資料の内容や背景に関わる専門性を確立することに十分な役割を果たしてこなかった。高度文化資源専門職には、取り扱う文化資源の専門分野について大学院修士レベルの知見が求められる。

第二に、文化資源を取り扱うための知識・技能である。文化資源を取り扱い、広く共有し、創造性に貢献するために必要な知識・技能としては、①文化資源を物理的かつ電子的に継承するための「保存・修復（プリザーヴィング）」、②文化資源に価値を見出し、情報として記述するための「収集・組織化（アーカイビング）」、③文化資源の価値を顕在化させ、共有するための「企画・発信（キュレーション）」、④文化資源と人びとをつなぎ、新たな価値を創出するための「交流・創発（コーディネーション）」、⑤文化資源を扱う活動の使命を明らかにし、その達成に向け経営資源を配分し、事業を統括するための「統括・経営（マネジメント）」を挙げることができる。

第三に、デジタル技術を活用したアーカイブ化のための知見である。まず、情報メディア（IT 技術）に関する知見として、文化資源を取り扱うさまざまな場面で IT を活用し、文化資源をデジタル化し情報メディアに載せていく技能を有する必要がある。さらに文化資源を適切に扱い、共有するには、著作権をはじめとする知的財産権、肖像権、契約など各種法律分野に関する知識が不可欠となる。情報技術の発達により、文化資源のデジタル化とその発信が容易になる一方、知的財産権に関わる法制度や慣行も変化を続ける中、実務的な法的知識と、将来の動向を見据えた知見が求められる。

（2）専門性の担保と資格・学位の創設

高度文化資源専門職には、新たな資格の創設や学位の授与を行ない、求められる専門能力を公的に担保するべきである。デジタルアーカイブの振興を成熟社会の国家戦略の一環と位置付け、新たな国家資格（「（仮称）文化資源コーディネーター」）を創設し、その専門能力を担保する、あるいは国家資格の創設が困難な場合、次善の策として専門職大学院で「文化資源学（専門職）」の学位を授与可能とすることを検討するべきである。

前述した NDAC は、高度文化資源専門職の育成において、諸機関の拠点としての役割を果たす。既存の大学、博物館・美術館・文書館などの文化資源機関、研究教育機関や企業等による MALUI（Museum、Archives、Library、University、Industry）連携の枠組みの中で養成課程を編成し、専門職養成の支援や国家資格の付与を行なう。

養成する人材は、特定の分野についてすでに大学院修士レベルの専門性を有する、あるいは学部において司書や学芸員の資格を取得していることを前提とする。学部・大学院から直接専門職大学院へ進学することも想定されるが、主な対象となるのはすでに文化資源機関で専門職として働く人々である。既存の文化資源専門職がより広い視野を獲得し、技能を向上させていくための制度と位置付ける。

カリキュラムを編成する際には、理論と最先端の事例を往還することを意識する。情報技術の進展はめざましく、知識は日々更新されており、国際的な視野で最新の動向を見据える必要がある。最先端の事例教育は、連携機関の専門職員が職務の一端として担う。さらにデジタル技術や情報環境の変化に対応するため、修了・資格取得後も常に新たな知識を学び続ける機会を設けることが望ましい。

人材養成は、研究開発や文化資源を基盤とした一般向けの学びのプログラムの実践と連動して進めていく。NDAC は、MALUI 関係者のラボであると同時に、一般の人びとを巻き込むラーニング・コモンズとして、特定の専門家だけではなく、文化資源に関心ある人びとが広く関わることを前提とする。そのために人材養成機関は、静的な高等教育機関ではなく、専門職の養成と一般向けのリテラシー開発を同時に行なうような運動体としてとらえるべきである。

提言 3：文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして公開する。

近年世界各国において、公的機関の保有する多様な公共データを積極的に公開し利活用を進めることで、公的活動の透明性向上やイノベーションの促進を図ろうとするオープンデータ政策が進展している。我が国においても公共データのオープンデータ化と利活用の促進は、2013 年に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」における重点項目として位置づけられ、各省庁が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の多様な公共データを再利用可能な形で公開する取組が急速に進められている。

しかし各種の公的文化施設の保有する文化資源の公開と利活用促進が、オープンデータ政策でも重要な位置づけを占めることは、我が国では広く認識されるには至っていない。この点 EU では 2013 年、加盟国の公的機関のオープンデータ義務を定めた 2003 年の「公共セクター情報の再利用指令」の大規模な改正を採択し、従来中央政府や地方自治体等を対象としていた情報資源のオープンデータ義務を、美術館・博物館・図書館・アーカイブ施設にまで拡大することを決定した。これにより加盟国の公的な文化施設は、第三者が知的財産を保有しているなどの特別の理由がない限り、デジタル化された作品のデータやメタデータを、無料かきわめて低廉な料金で、再利用可能な条件で公開していくことが義務づけられる。さらに米国においても、オバマ政権が強力に押し進めるオープンデータ戦略の一環として、スミソニアン機構の各文化施設が保有・公開するデジタルデータを 2014 年中にオープンデータ化する計画が示されるなど、文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化は、各国において重要な政策課題となりつつある。

ヨーロッパや米国デジタル公共図書館に集積されるこれらの文化資源アーカイブは、一元的に検索・閲覧可能であることに加え、その多くがクリエイティブ・コモンズをはじめとした自由利用ライセンスの適用や、パブリック・ドメインであることを明示する共通マークの採用等により、オープンデータとして誰もが自由に利活用可能とされている。蓄積された文化資源は、公開され、そしてそれに基づく営利・非営利の諸活動の原資になることにより、はじめてその真価を発揮できる。

現状の我が国の公的文化施設のデジタルアーカイブでは、所蔵作品のデジタルデータの公開を行なうにあたり、著作権が消滅している場合ですら何らかの利用制限がかけられている、あるいは権利状態や再利用条件が明確に記述されていないなどの理由により、その利活用が困難となっている場合が多い。文化資源の保存・公開のみならず幅広い利活用を進めていくためには、クリエイティブ・コモンズのような国際的に標準化された自由利用ライセンスの活用を含め、内外での再利用を促す形での利用条件の明確化を行なうことが望ましい。

さらに各種文化施設の中でも、特に近年、大学等教育研究機関における情報のオープン化に向けた動きは目覚ましく、教育・研究両面における取組が拡大している。教育分野においては、大学の講義映像・資料を無償で公開するオープンコースウェアや、MOOCs（Massive Open Online Courses）と呼ばれる大規模なオンライン講義の公開など、大学の高等教育を社会に開かれたものとしていくための取組が世界各国において進められている。研究分野においては、学術論文や研究データの公開と再利用拡大を目指すオープンアクセス化の動きの中で、米国では公的な支援を受けた研究成果に対してオープンアクセス化を義務づける法律が制定されるなど、公的支援を受けた知的成果の公開と利活用を進めるための施策が進められている。これら教育・研究分野における公開情報を、多様な文化資源アーカイブと有機的に連動させるためには、カリキュラム構築やインフラ整備と同時に、デジタルアーカイブに収蔵されたデータ自体が自由利用可能であることが不可欠の要素となる。

具体的には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が2012年7月に公表した「電子行政オープンデータ戦略」に示される「公共データは国民の財産である」という認識の下、「①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと」という4原則を公的な文化施設にも適用し、MALUI連携の中において、デジタルアーカイブが自由に利用され、新たな知的成果を生み出していくことを促すための措置を実施すべきである。

提言 4：抜本的な孤児作品対策

著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品（いわゆる「孤児作品」）につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的な立法措置を実施する。

文化芸術デジタルアーカイブ拡大に向けた多くの課題の中でも特に制度改革が急務であるのが、権利者不明のために適切な利用許諾を得ることができず、各文化施設に死蔵される「孤児作品（Orphan Works）」問題の解決である。こうした孤児作品問題は、大別して、①所有者が不明なフィルム・文化財などの所有権の孤児作品問題、②著作権者が不明な作品における著作権の孤児作品問題、③写真や映像で被写体の身元がわからない肖像権の孤児作品問題に分けられ、いずれもきわめて困難な対応を要する。国内外の各種調査から、探しても著作権者が見つからない②の孤児著作物だけで、過去の全作品の約50%にも達すると推計されている。すなわち、この点だけをとても過去の文化資源の約半数は、権利者の許可が得られないが故にデジタル化も公開もできない。逆に言えば、孤児作品の利用ルールを大胆に整備すれば、この数千万点以上にのぼる「宝の山」に生命を与え、デジタルアーカイブでの所蔵・公開数を飛躍的に増大させることが可能になる。

孤児作品の問題は、デジタルアーカイブ業務を行なう文化施設や民間企業自身の努力のみによっては解決することができず、立法措置を含めた対応が不可欠となる。知的財産の適切な保護を図りつつ、我が国が世界最高水準のデジタルアーカイブを実現するための前提条件として、以下の3点の立法措置が必要であると考える。

法改正提案（1）：公的文化施設による孤児著作物の利用

公的な文化施設（図書館・美術館・博物館・放送局・アーカイブ施設等）については、非営利の目的に限り、事前の供託金等の支払を要さず、権利者不明の孤児著作物のデジタル化とインターネット公開を可能とする。

各国の文化資源デジタルアーカイブの構築においても、膨大な孤児著作物の存在は最大の障壁となっており、例えば英国図書館の著作権保護期間中の可能性のある書籍の43%、英国のミュージアムの所蔵写真の90%、米国学術資料の約50%、国立国会図書館の明治期刊行図書の約50%（著作者ベースの場合約71%）が、それぞれ権利者不明の孤児著作物であると推計されている。孤児著作物問題への対応としては、我が国の著作権法においても、権利者探索の努力を行なった上で文化庁長官による利用開始の裁定を受けることができる、いわゆる裁定制度が存在する。しかし、現状の裁定制度は、その利用開始に伴う業務の煩雑さ（特に、権利者探索の「相当な努力」の過度な負担）や補償金の事前支払義務等を背景として、2008年まで年間0～5件程度の利用に留まっており、法改正による一定の迅速化がなされた2009年以降も年間15～30件程度で特定分野に大きく偏るなど、大幅な改善には至っていない。

一方、デジタルアーカイブの拡大を急速に進めるEUにおいても、孤児著作物の問題は強く認識されており、2012年10月、新たな「孤児著作物指令」が採択され、その利活用の円滑化と適切な権利者保護の取組が進められている。同指令では、一定の要件を満たした文化施設については、所蔵作品について所定の権利者探索を行なうことにより、事前の補償金等を支払う必要なく孤児著作物のデジタル化・インターネット公開が可能と定められた。一度孤児著作物として認められた著作物は、共通のデータベースに登録され、他の文化施設も同様の利用を行なうことができる。

同指令の下でも、事後的に著作権者が名乗り出た場合には利用を中止し、適切な額の補償金を支払うことが求められるが、通常孤児著作物の著作権者が後に発見される可能性はきわめて低く（我が国の裁定制度における過去の実績によれば0.1%未満）、数百万点の作品のデジタルアーカイブ公開を前提とした場合には、我が国の裁定制度のような事前の補償金を必要とする制度と比して、文化施設の負担額は格段に低廉なものとなる。権利者不明である以上、作品は市場ではほぼ流通しておらず、商業セクターのビジネスを阻害する可能性は低い。むしろ、「知のインフラ」整備は新たな需要とビジネスチャンスを掘り起し、商業的活動の発展にも資することが期待できる。

我が国においても、今後のデジタルアーカイブの拡大にあたり、EUの孤児著作物指令を参考とした法改正を検討する利点は大きいと考えられる。具体的には、一定の要件を満たした公的文化施設を、申請に基づき「特定文化施設」と認定し、研修を受けた専門家の配置などを条件に、現行の裁定制度よりも明確・簡素化した条件での権利者調査と一定の権利情報データベースへの登録を条件に、孤児著作物を利用可能とすることが考えられる。

法改正提案（2）：裁定業務の著作権等管理事業者への委託

我が国の権利者不明作品の裁定制度における文化庁長官の裁定業務を、民間の著作権管理団体に委託することにより、裁定手続の迅速化と利用拡大を図る。

法改正提案（1）における孤児著作物対策は、限られた文化施設の非営利目的利用に関してのみその利用要件を緩和するものであり、民間企業等の孤児著作物利用促進のためには別途の法的措置を検討することが必要となる。この点につき、前述したEU孤児著作物指令の国内法化作業と並行して、英国では2013年3月、民間企業による孤児著作物利用も可能とすべく、英国著作権法を改正した。同改正では、（1）我が国と同等の担当大臣による孤児著作物利用裁定制度を新たに設けると同時に、（2）担当大臣は、その裁定業務を民間の著作権等管理事業者に対して委託可能であると定められる。このような裁定制度の民営化とも言うべき措置は、「拡張集中権利管理（Extended Collective License）制度」と呼ばれ、すでに北欧諸国では数十年以上の運用実績を有し、英国以外のEU諸国や米国等においても検討が進められているところである。

今後、我が国においてもデジタルアーカイブを急速に拡大させるに際し、膨大な孤児著作物の裁定行為を政府機関のみで行なおうとすることには大きな困難が予想される。また、ある著作物が孤児著作物か否かの認定に必要な知識という面でも、当該分野での豊富な権利処理の経験と著作物に関するデータベースを有する著作権等管理事業者は、重要な役割を果たしうるものと思われる。孤児著作物利用の円滑化・迅速化と、民間事業者の知識・人材の活用を進めるため、我が国においても著作権等管理事業者制度を積極的に活用した施策を検討するべきである。

法改正提案（3）：著作権以外の権利者不明作品の利用に関わる責任の制限

肖像権等、著作権以外の権利者が不明である作品の利用を円滑化するため、アーカイブ業務を行なう文化施設に対する民事責任の制限を行なう。

文化施設のデジタルアーカイブにおいては、所有権や肖像権等、著作権以外の権利者が不明であるとの問題も生じうる。例えば国立国会図書館東日本大震災アーカイブ等においても、収集された写真や映像等の被写体と連絡を取ることが不可能なため、肖像権についての許諾を取ることができず、法的リスクの観点から公開をすることができないものが多く存在する。また、記録映画フィルム等の分野では、特に劣化・損傷の著しい文化資源について、一刻も早く文化施設による適切なデジタル保存や修繕を行なう必要があるにもかかわらず、所有者不明作品の存在が大きな障害となっている。

これらの公開や寄贈等が、常に肖像権や所有権の侵害になるわけではないと考えられるが、権利の確実な保護を図りつつ、公益性の高いデジタルアーカイブの円滑な公開を進めていくために、一定の適切な手続きを経て公開された場合には、公開元である文化施設の損害賠償責任を制限（免責）する立法を行なうことにより、権利者の保護とのバランスを取りながら、あわせて萎縮効果を取り除き、孤児作品の利用を促進する法制度を構築する必要があると考える。

*この「アーカイブ立国宣言」は以下の単行本に、掲載されています

『アーカイブ立国宣言——日本の文化資源を活かすために必要なこと』

編集＝「アーカイブ立国宣言」編集委員会 監修＝福井健策・吉見俊哉

著者＝青柳正規，御厨貴，森川嘉一郎，細井浩一，長坂俊成，石橋映里，岡島尚志，宮本聖二，森まゆみ，花井裕一郎，浅野隆夫，植野淳子，藤本草，植村八潮，松永しのぶ，中川隆太郎，眞籠聖

希望小売価格：2,300 円＋税（この商品は非再販商品です）

ISBN978-4-7808-0213-9 C0000

四六判 / 272 ページ / 並製

[2014 年 11 月刊行]

■討議内容

現在、文化資源戦略会議だけでなく、デジタル文化資産推進議連及び電子書籍・出版文化議連、内閣知財推進本部、文化庁、デジタル文化財創出機構、各種研究会など様々な場で、デジタルアーカイブ推進のための著作権その他の法制度をめぐる議論が活発化しています。

こうした動きを受け、上記両議連の合同勉強会では、デジタルアーカイブ活用振興基本法の検討を行っており、現時点では以下のような方向性が協議されています。

1. 法の目的：広範な文化資産・情報資産の戦略的選別に基づくデジタルアーカイブ化（デジタル化、ネットワーク化及び活用）が、文化の継承発信・地域創生・経済成長に資することに鑑み、それらを支援する抜本的な取組みを推進。
2. 政府は、施行後1年以内に、下記の各施策並びに公開点数などの具体的な数値目標及び達成時期を含む、デジタルアーカイブ活用振興基本計画を策定。
 - (1) 全国各地の文化・情報資産の大規模なデジタル公開と、その統一された横断検索を可能とするネットワーク化の推進
 - (2) デジタルアーカイブの多言語発信（字幕付与等）の国家的支援
 - (3) アジア、欧米など諸外国のデジタルアーカイブとの相互接続による国際発信の推進
 - (4) 利活用や保存に関する十分な知識を有する人材の育成と関連技術の開発・研究促進
 - (5) 以上の活動の拠点となる、ナショナルデジタルアーカイブの設置の企画推進
3. 上記を達成するために、政府は下記の各期限までに、次に掲げる立法措置を検討し、講ずる。
 - (1) 公的資金により制作・収集保存された文化・情報資産のデジタル公開を原則義務化（権利者の許諾を要する場合や秘密性のある場合など、例外あり）
 - (2) 権利者不明作品（孤児著作物）について、一定の公的施設による事前の裁定不要でのデジタル化・非営利目的での公衆送信を許容する制度を検討・導入（以上、施行後1年以内）
 - (3) 更に権利者不明作品の民間利用を促進するため、諸外国の状況を考慮した上で新たな法制度を導入（施行後2年以内）

この MT-1 では、まず上記の基本法の議論状況について簡単にご紹介します。その上で、以下の4点を含むトピックについて、参加者の皆さんと闊達な意見交換をできればと考えています。

- ① 何を対象として、何のためにデジタルアーカイブ化すべきか？
- ② 公的資金で制作・収集保存された文化・情報資産のデジタル公開促進策（＝オープンデータ条項）の是非は？
- ③ 海外発信のための字幕化など支援の具体策、そしてその是非は？
- ④ 孤児作品問題の解決はどのように図るべきか？

ぜひ一緒に、豊かなデジタルアーカイブを実現するための法制度の在り方について検討しましょう。皆さんの積極的なご参加・ご議論を心待ちにしています。

■参加予定者

司会 福井健策（弁護士、骨董通り法律事務所）

池村聡（弁護士、元文化庁著作権課調査官）

今村哲也（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）

太下義之（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 芸術文化政策センター長／主席研究員）

桶田大介（弁護士、電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟アドバイザー、マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟アドバイザー）

金子敏哉（明治大学法学部准教授）

古賀崇（天理大学人間学部准教授）

瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事、経団連ポータルサイト Japacon 主査）

中村伊知哉（慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、内閣知財戦略本部アーカイブタスクフォース議長）

中川隆太郎（弁護士、骨董通り法律事務所）

■討議内容

本ミーティングでは、アーカイブに関わる論点の中でも取り扱われることが少ない「お金の問題」、つまり文化予算やファンディング活動などの、組織運営やアーカイブ構築に関わる経済的側面を議論します。現在公的な文化施設のアーカイブの多くは、政府や自治体等の文化予算を主な原資として運営されていますが、今後デジタル環境に対応したアーカイブの拡大を進め、そして真に持続可能なアーカイブを実現していくためには、文化施設自身によるファンディング活動、あるいは企業等との連携に基づくビジネスモデル構築と収益創出の努力が不可欠になってくると考えられます。各アーカイブ組織が直面する課題と、現在の取り組みや今後の方向性を共有・議論し、我が国の文化資源を後世に伝えていくために必要な施策を提言することを目指します。

■議事進行予定

論点①：現状の共有と整理

論点②：今後のファンディング・ビジネスモデルの方向性

論点③：アーカイブの持続可能性と発展のために必要な施策

■参加予定者

司会 沢辺均（ポット出版）

コーディネータ 生貝直人（東京大学特任講師）

- ・石橋映里（日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム）
- ・植野淳子（日本・アニメーションアーカイブス）
- ・北岡タマ子（お茶の水女子大学）
- ・小林成稔（科学技術館）
- ・鈴木宏宗（国立国会図書館）
- ・とちぎあきら（東京国立近代美術館フィルムセンター）
- ・長坂俊成（立教大学）
- ・畑陽一郎（日本レコード協会）
- ・藤本草（日本伝統文化振興財団）
- ・宮本聖二（NHK 放送研修センター）
- ・森川嘉一郎（明治大学）
- ・山崎志信（グーグル株式会社）
- ・山田香（東京藝術大学総合芸術アーカイブセンター）

■参加予定者

司会 佐々木秀彦（東京都美術館）

ほか

■討議内容

このミーティングでは、これからのアーカイブの担い手とその養成について議論します。「アーカイブ立国宣言」提言2をたたき台に、その妥当性を様々な角度から検討していきます。博物館、図書館、文書館、大学、企業等の関係者が一堂に会し、担い手像と養成の方法をより確かなものにしていくことをめざします。

■論点

- ①既存の司書・学芸員・アーキビスト等の専門人材を基盤に、文化資源のデジタル化や権利処理に精通した新たな高度専門職が必要ではないか。その適切な名称は何か
- ②専門性を担保するために、国家資格もしくは専門職学位が必要ではないか
- ③養成は、仮称「ナショナル・デジタル・アーカイブ・センター」(NDAC)を拠点とし、既存の大学、博物館・美術館・文書館などの文化資源機関、研究教育機関や企業等による連携によって行っていくか
- ④養成機関は、専門職の養成と一般向けのリテラシー開発を同時に行なうような運動体としてとらえてはどうか

■デジタルアーカイブを支える人材の育成（「アーカイブ立国宣言」提言2より）

- 文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備。
- 博物館、図書館、文書館など既存の文化資源機関では、学芸員や司書、アーキビストがその役割を担っているが、デジタル化を進めるための知識や技能は充分とはいえない。
- 「アーカイブ立国」実現のためには、高度文化資源専門職の養成制度を創設する必要がある。

1. 高度文化資源専門職「(仮称)文化資源コーディネーター」の創設

既存のアーキビスト、学芸員、司書等の専門職が培ってきた専門能力を深化拡大させ、デジタルアーカイブの構築において中心的な役割を果たす、新たな高度専門職を創設するべきである。

(1) 新たな高度文化資源専門職に求められる専門性**①専門分野に関する知見（文化、芸術、学術）**

文化資源機関が扱う資料についての専門性・・・大学院修士レベル

例) 美術史、歴史学、自然史学等

②文化資源を取り扱うための知識・技能

「保存・修復（プリザーヴィング）」・・・文化資源を物理的かつ電子的に継承

「収集・組織化（アーカイビング）」・・・文化資源に価値を見出し、情報として記述

「企画・発信（キュレーション）」・・・文化資源の価値を顕在化させ、共有
「交流・創発（コーディネーション）」・・・文化資源と人びとをつなぎ、新たな価値を創出
「統括・経営（マネジメント）」・・・文化資源を扱う活動の使命を明らかにし、その達成に向け経営資源を配分し、事業を統括

③デジタル技術を活用したアーカイブ化のための知見

○情報メディア（IT 技術）に関する知見

○知的財産権、肖像権、契約など各種法律分野に関する知識

2. 専門性の担保と資格・学位の創設

（1）資格・学位

新たな国家資格（「（仮称）文化資源コーディネーター」）の創設、あるいは
専門職大学院による学位（「（仮称）文化資源学（専門職）」）の授与

（2）養成仕組み

○仮称「ナショナル・デジタル・アーカイブ・センター」（NDAC）を拠点とする

○既存の大学、博物館・美術館・文書館などの文化資源機関、研究教育機関や企業等による
MALUI（Museum、Archives、Library、University、Industry）連携の枠組みの中で養成課程を編成

○養成する人材は、特定の分野についてすでに大学院修士レベルの専門性を有する、あるいは学部
において司書や学芸員の資格を取得していることを前提

○主な対象となるのはすでに文化資源機関で専門職として働く人々

○カリキュラムを編成する際には、理論と最先端の事例を往還することを意識、国際的な視野で最
新の動向を見据える

○デジタル技術や情報環境の変化に対応するため、修了・資格取得後も常に新たな知識を学び続け
る機会を設ける

○一般向けの学びのプログラムの実践と連動し、NDAC は、MALUI 関係者のラボであると同時に、
一般の人びとを巻き込むラーニング・コモンズとする

○人材養成機関は、専門職の養成と一般向けのリテラシー開発を同時に行なうような運動体として
とらえる

■参考文献

- ・福井健策・吉見俊哉 / 監修『アーカイブ立国宣言』2014 年 ポット出版
- ・佐々木秀彦「デジタルアーカイヴィングの担い手—新しい文化資源専門職の養成」NPO 知的資源イニシアティブ / 編『これからのアーキビスト デジタル時代の人材育成入門』2014 年 勉誠出版
- ・福島幸宏「地域拠点の形成と意義—デジタル文化資源の「資源」はどう調達されるのか？」NPO 知的資源イニシアティブ / 編『デジタル文化資源の活用 地域の記憶とアーカイブ』2011 年 勉誠出版
- ・佐々木秀彦「新しい担い手の創出—「文化情報コーディネーター」の養成」NPO 知的資源イニシアティブ / 編『デジタル文化資源の活用 地域の記憶とアーカイブ』2011 年 勉誠出版

■討議内容

文化資源戦略会議による〈アーカイブ立国宣言〉は、デジタルアーカイブ振興政策の柱として、

- ①抜本的な孤児作品対策、
- ②文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化、
- ③デジタルアーカイブを支える人材の育成、
- ④国立デジタルアーカイブ・センターの設立

の4つを掲げました。

しかし、これらは本当に他に先駆けて取り組むべき緊急の課題なののでしょうか？ また、本当に実現可能なものなののでしょうか？ これらの課題を解決する上で、見過ごせない壁はどこにあるのでしょうか？ さらに、〈宣言〉の推進は、我が国のデジタルアーカイブをめぐる状況を本当に改善するのでしょうか？

このMT4「〈アーカイブ立国宣言〉の具体化に向けて」では、〈宣言〉が内包している問題点や困難、限界について、異なる立場からの批判的検討を徹底させたいと思います。

そのために、このMTには、組織アーカイブとして長い歴史を有する文書館の専門家、出版界で図書館のデジタルアーカイブ化に一定の批判的距離も保つ専門家、放送界で放送政策・産業とオープンデータ化の間の複雑な関係を熟知している専門家、地方の小さなアーカイブの実践にこだわり続ける市民や研究者に集まっていただき、〈アーカイブ立国宣言〉への歯に衣を着せぬ批判をしていただくことを目論んでいます。

〈宣言〉作成に関与した文化資源戦略会議のメンバーは、それらの批判に精一杯返答してください。

このMTでは、いわば〈宣言〉をめぐる建設的バトルをしようとしているわけです。

私たちは、そうした「バトル」で揉まれることで初めて、〈宣言〉が一般人に開かれた骨太の構想となっていくと確信しています。

■運営

司会 吉見俊哉（東京大学教授）

■講師

高野明彦（たかの・あきひこ）

国立情報学研究所教授、NPO 連想出版理事長。情報の関連性を発想支援に繋げる連想情報学を提唱。研究成果を活用して、新書マップ、想・IMAGINE Book Search、Book Town じんぼう、文化遺産オンラインなどの情報サービスを展開。NHK 放送文化アーカイブや渋谷社史データベースの構築、お茶ナビゲートの運営を通じてデジタルアーカイブの活用法を模索している。

アーカイブ(知識の蔵)のつなぎ方

—情報の蓄積を発想力に換えられるか？—

高野明彦（国立情報学研究所）

Webcat Plus: 基本情報でつなぐ

本・作品・人物
を軸に整理統合

各種情報源より情報収集

Web上に確かな知の基点
を提供する情報サービス

新書13,000冊のテーマ書棚:

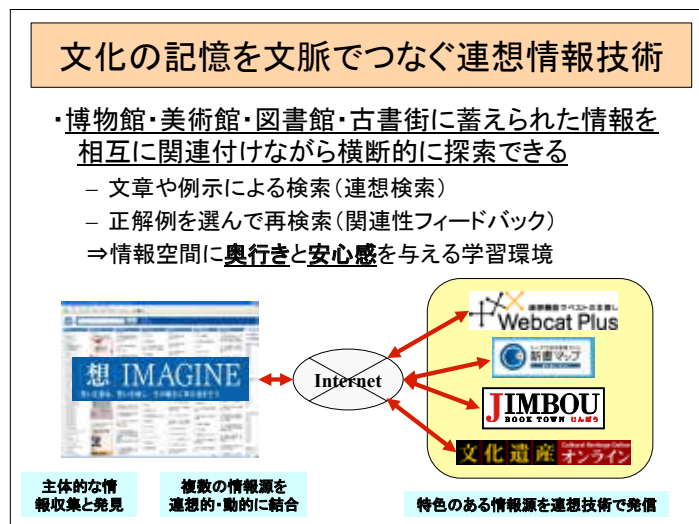
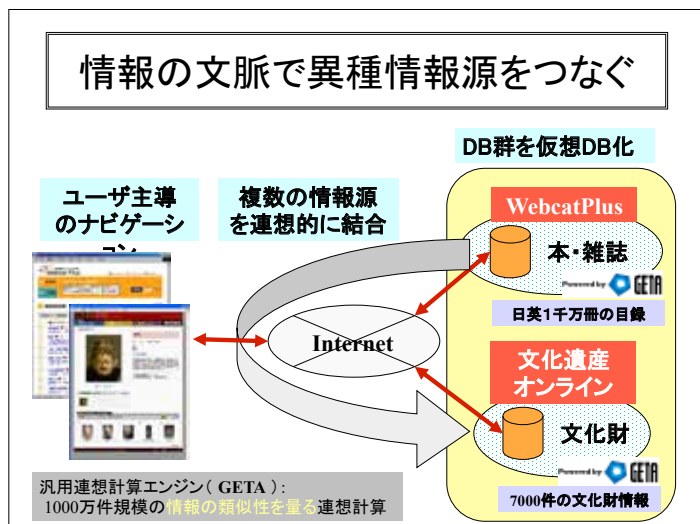
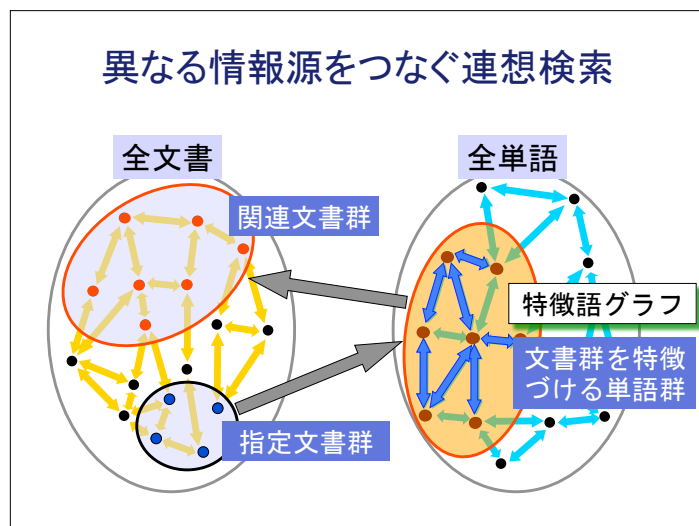
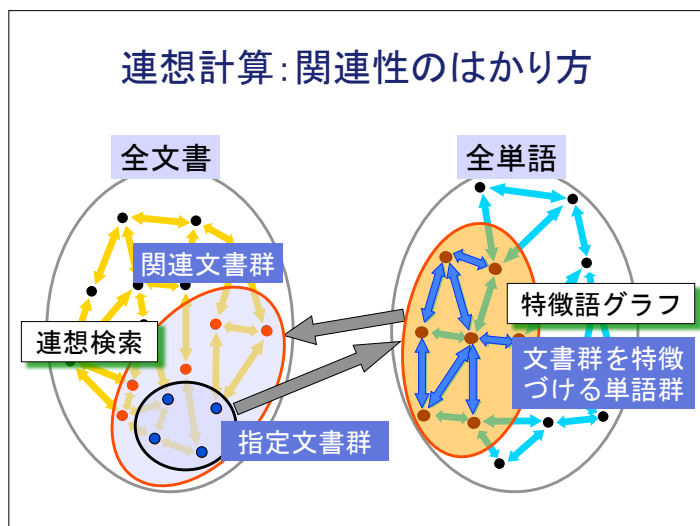
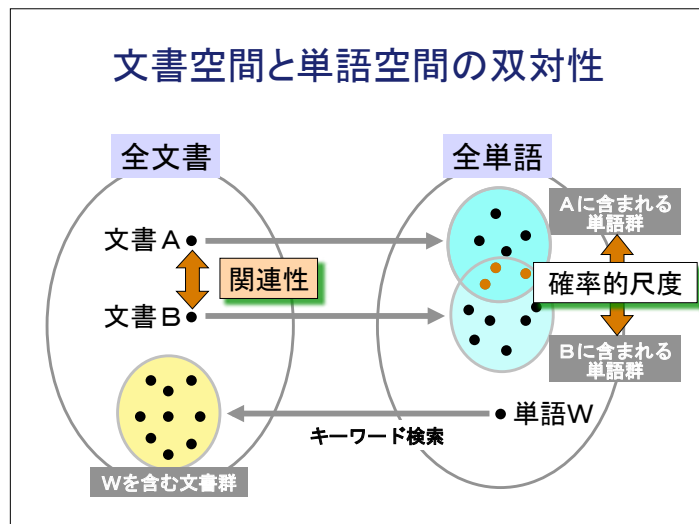
トピックでつなぐ

文化遺産オンライン(参加博物館・美術館:100館、収録文化財:約10万件)

文化遺産オンライン <http://bunka.nii.ac.jp/>

電子企画展システム 遊歩館:

テーマでつなぐ



未来の読書環境 powered by 連想技術

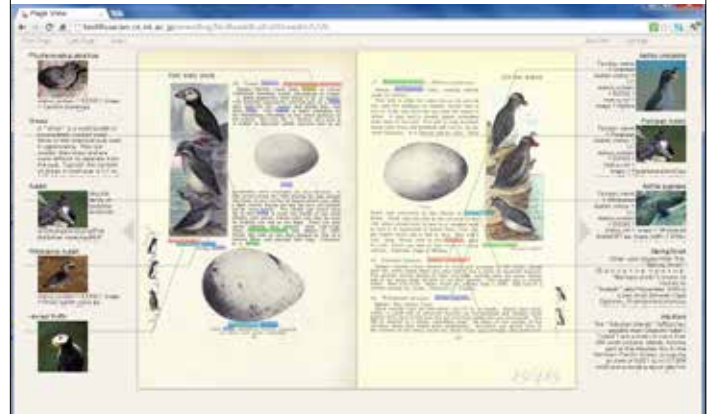
・情報に文脈(コンテキスト)を与える場

- 発信元の異なる情報源を動的に関連づける
出版物、新聞、写真、美術館・博物館、Web、...
- 不確かな情報を高信頼な情報に関連づける
報道情報の裏を取る、自分に理解できる情報源
⇒情報空間に奥行きと安心感を与える

・情報に自分だけの文脈を発見する場

- 人の記憶は言葉のネットワーク(文脈)
- 記憶が紡ぎだす言葉の文脈は常に個性的
⇒「連想」は指紋のようなもの

PONGEE *weaves associated knowledge*



■講師

目黒 公郎（めぐろ・きみろう 東京大学教授／生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター長／大学院情報学環 総合防災情報研究センター教授）

東京大学教授、生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長、国際連合大学 Adjunct Professor、放送大学客員教授、工学博士。専門は都市震災軽減工学、防災戦略論。東京大学大学院修了後、日本学術振興会特別研究員、東京大学助手、助教授を経て、平成 16 年より教授、平成 18-21 年は東京工業大学特任教授を兼務。平成 19 年より所属センター長。平成 22 年 4 月より東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授を兼務。研究テーマは、構造物の破壊シミュレーションから防災の制度設計まで広範囲に及ぶ。地震を代表とする災害による損失の最小化を実現するハードとソフトの両面からの戦略研究に従事。途上国の地震防災の立ち上げ運動にも参加。内外の 30 を越える災害と事故の現地調査。「現場を見る」「実践的な研究」「最重要課題からタックル」がモットー。中央防災会議専門委員ほか、多数の省庁や自治体、ライフライン企業等の防災委員を務める。発表論文 1、250 編以上（会議論文含む。学・協会誌・査読論文 172 編、国際会議論文 205 編、書籍（一部執筆含む）47 編他）、新聞・TV 等による研究紹介 370 件以上。書籍は「被害から学ぶ地震工学、－現象を素直に見つめて－」、「地震のことはなそう（絵本）」、「東京直下大地震生き残り地図」、「ぼくの街に地震が来た（漫画）」、「じしんのえほん（絵本）」、「大地震 死んではいけない!」、「人とわざわい」、「緊急地震速報」、「間違いだらけの地震対策」、「都市と防災」、「今日からはじめる地震対策」、「大地震・火災・津波に備える、震災から身を守る 52 の方法」、「目で見ると自然災害サバイバルハンドブック」、「巨大地震・巨大津波－東日本大震災の検証－」、「首都大地震：揺れやすさマップ」など。受賞は日刊工業新聞技術・科学文化図書賞（大賞）、土木学会出版文化賞、地域安全学会論文賞、地盤工学会「土と基礎」年間優秀賞、土木学会国際活動奨励賞、文部科学大臣表彰（科学技術賞）など。

アーカイブをどう使うか

目黒 公郎（東京大学教授）

生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター長
大学院情報学環 総合防災情報研究センター教授

第0部 自己紹介と防災のための研究以外の活動

◆賛同者をつくる活動

- 議員連盟の設立支援（+所属研究センターの人事ポリシー：産官学の連携）
- 防災士の育成支援（全国で8万6千余人、2014.12末現在）
- 世界の草の根防災活動（WSSI：世界地震安全推進機構の活動、100ドル耐震補強工法とその普及制度の提案、インド洋沿岸諸国を対象とした平時利用を主目的とする安くて効果的な津波被害軽減システム、など）
- 分かりやすい情報提示・出版（絵本、コミック、一般書、など）
- 防災ビジネスの創造と育成、特別研究会（環境ビジネスとの差、日本社会に適したBCP、ワーディング）
- 21世紀型いざ鎌倉システム

第1部 東日本大震災の教訓

◆ 東北地方太平洋沖地震と東日本大震災の特徴

- 1) 広域な被災地（災害対策基準法の限界、後方支援）
- 2) 地震動による揺れ被害
 - ・記録された地震動の強さの割に少なかった構造物被害（地震動の特徴と構造物の関係）
 - ・地盤災害（造成地の問題、埋め立て地盤の液化化現象）
 - ・非構造物材の被害（天井の落下）
 - ・津波による溺死（92.4%、1.8万余名の本当の意味）
- 3) 津波が及ぼした甚大な影響（直接・間接的）
 - ・人的・物的被害、長期化する影響
 - ・ハード対策とソフト対策（プラスとマイナスの効果）←津波防災先進地の被災（97%：3%）
- 4) 首都圏が受けた被害・影響
- 5) 原発事故が誘発する各種の問題
- 6) 政治・経済・エネルギー政策、幸福観の転換点

◆ 私が掲げた復興のビジョン： 将来の繁栄の礎となる創造的復興

四原則：

- ・被災地域の豊かで安全な生活環境の再興とともに、日本の将来的課題の解決策を示す復興
- ・政府、自治体、企業、NPO/NGO、国民、そして被災地域の人々が連携し、知恵と財源を出し合う協調した復興（被災地支援+震災経験の共有化による全国の防災力の向上）
- ・低環境負荷、持続性、地域産業再興に配慮した復興
- ・前提条件の再吟味に基づいた復興（想定外をなくすために）

◆ 継続的・総合的な被災地支援を可能にするために

- ・災害対策基本法の課題解決（日本版対口支援、復興院）
- ・マスコミ（報道のあり方、コマーシャルの扱い、〇〇キャンペーンで復興支援金）
- ・風評被害（自粛はダメ、被災地の作物・製品を積極的に買う運動、・・・）
- ・希望、生きがいを提供するには
- ・経済活動を停滞させない、海外が見る日本の姿（円、ストックマーケット）
- ・電力不足への対処法（積分値とピークカットの問題、電力税、値上げ、メリハリをつけたプライシング）
- ・適切な復旧・復興とは？（迅速な復旧・復興は大切だが、行き過ぎは問題）
- ・復興債（+国際信用維持のための増税）、特区（減税、企業誘致）、復興宝くじ、・・・
- ・放射線危険地域の有効利用は
 - （広島や長崎の復興はどうであったのか？
 - 原子力以外の発電基地、ソーラー、風力、
 - バイオマス：人が口にしない農作物を作る農業の充実）
 - 継続的に金をつくる仕組みなしでは被災者支援はむり

◆ 今後の復旧・復興について

- ―局所最適解と全体最適解、地元被災者は「元通りがいい」と言うが、本当にそれでいいのか？
- ―大規模災害の持つ意味（時間短縮機能）、課題先取り解決型復興：産業構造の変革
- ―未来責任は？旧山古志村の事例、震災ユートピアから、現実へ

◆ 帰宅困難者問題

- ―帰宅困難者は本当に大きな問題か？ 愛情や友情を確認し合うイベントではなかったか
- ―帰宅困難者を多量に発生させないために、
活動基盤のある人となない人（通勤・通学、ショッピング・レジャーなど）
- ―ケアを受ける側の人間から、ケアする側の人間へ
- ―効果的な安否確認法、対応で評価を大きく分けた企業（信頼性を高めた企業、落とした企業）

第2部 防災対策の基本

◆ 災害対応の循環体系に基づく総合的な災害管理

- ―被害抑止、被害軽減/減災、予知/予見と早期警報、被害評価、（緊急）災害対応、復旧、復興、
災害情報とコミュニケーション、リスクマネジメントとクライシスマネジメント

◆ 担い手（自助・共助・公助）とハード・ソフト対策：自助≫共助≫公助（重要度の順番）

- ―量と時間の視点から

◆ 防災対策の具体化に際して

- ―災害イメージングの重要性
- ―日常と非日常の連続性
- ―対策実施へのインセンティブ
- ―効率的な地域防災計画の立案と実施方策
 - 適切な優先順位付きで防災対策を実施するために
 - あるべき姿の防災対策マトリクスとありのままの防災対策マトリクス
 - 市町村、都道府県、国の地域防災計画の整合性をとるために

第3部 首都直下の地震災害で怖いこと（津波災害以外で）

◆ 首都の持つ意味 人口、機能（政治、経済、・・・）

◆ 首都直下地震の姿 地震の規模、被害の特徴（規模、性質、影響・・・）

◆ 自衛隊がもっと早く来れば犠牲者は少なくなったのか？ 一犠牲者の92%が地震直後の14分間で亡くなっていた

◆ 発見が早ければ命を失わずにすんだのか？ 一建物の下敷きになった方々の多くはその直後に亡くなっていた

◆ 火災が起こらなければ犠牲者は減ったのか？ 一犠牲者の95%超が実質的に建物の影響で亡くなった

◆ 消火栓から十分な水が出れば延焼火災は防げたのか？ 一地震発生直後の14分間に、神戸市内では公的消防能力をはるかに超える53件の火災が発生した

◆ 地震防災の最大の課題は火災なのか？ 一関東大震災の延焼火災のトラウマが誤った教訓を生んだ

◆ 兵庫県南部地震で火災が拡大したのはなぜか？ 一倒壊した建物が様々な問題を生んだ

◆ 元気な若者が多く亡くなったのはなぜか？ 一耐震性の低い安アパートに住んでいた若者が犠牲になった

◆ 新潟県中越沖地震の被害が少なかったのは都市部でなかったからか？ 一雪国仕様の建物の耐震性が高かった

◆ 兵庫県南部地震の教訓とは何か？ 一声なき声を聞き、見えなかった事実を見る

◆ 誤った認識が多すぎる 一「乾パンの賞味期限」や「毛布の数」が一番大切なものではない

◆ 食料の確保はどうすべきか？ 一平時の食料の有効利用が最も効果的かつ経済的

◆ 地震対策で最優先すべきことは何か？ 一建物の耐震性が第一、住家を壊れないようにすること

◆ 耐震設計のマンションに住んでいれば安全なのか？ 一建物が壊れなくても家具や大型電化製品が凶器になる

◆ 区分所有性の問題、エレベーターの問題、ライフラインの問題

第4部 大地震は明日起きても不思議ではない

◆ 地震は本当に起こるのか？ 一東日本大震災の前から、我が国は巨大地震が頻発する時期に入っている 今後30～50年間にM8クラスの巨大地震が4,5回、M7はその10倍発生する

◆ なぜ「地震三兄弟」が危険なのか？ 一東海、東南海、南海という3つの巨大地震が連続して発生する時期を迎えている

◆ 一度地震が起こればその後は安心か？ 一関西での今後マグニチュード7クラスの地震の危険性

- ◆ 地震被害の規模はどうか？ —400～600 万世帯が住む家を失う
—経済損失は最悪 GDP の 6 割超（自力による復旧・復興が不可能なレベル）
- ◆ 津波の被害を防ぐには？ —津波の前に襲ってくる揺れに対して、まず生き残ること。構造物の耐震性を高めることは必須

第 5 部 災害イマジネーション能力を身につける（防災教育の大切さとその手法）

- ◆ なぜ、災害イマジネーションが必要なのか？ —イメージできない状況に対して適切な準備をしと
いう矛盾
- ◆ どうすればイマジネーション能力をつけられるのか？ —「目黒メソッド」や「目黒巻」を使って被災状況をイメージする
- ◆ あなたはイメージできますか？ —建物や土地、室内の揺れる方向などを理解していないと大変なことになる
- ◆ 「健常者＝潜在的災害弱者」の認識を持っていますか？ —災害時には、日ごろの健常者が簡単に災害弱者になる
- ◆ 自分の死後の物語を考える —自分の死後の物語を考えて初めて分かること
- ◆ いつも同じ対応で大丈夫ですか？ —地震発生の時刻、季節、天候の違いで、災害状況は大きく変化する
- ◆ 徹底した当事者意識を持つ —自分の日常生活を対象としたシミュレーションから当事者意識が生まれる
- ◆ 「守られる側」と「守る側」 —個人の持つ二面性（多面性）を理解する
- ◆ 行政の持つ情報をオープンにする —市民の立場から情報を公開する
- ◆ 「グラッときたら」どうするか？ —そのときに、無理していろいろなことをやらなくていいすべ術を、事前に考えておくことがポイント
- ◆ 緊急地震速報を知っていますか？ —2007 年 10 月 1 日から始まった「緊急地震速報」の提供
- ◆ 緊急地震速報を活かすには？ —何秒あれば何ができるのかの事前のシミュレーションと訓練

第 6 部 防災／危機管理マニュアルと災害情報のマネジメント

- ◆ 現在の防災／危機管理マニュアルの問題点
 - 全体構造として
 - 仕事の流れが見えにくい
 - 仕事の量の議論がなされていない
 - 災害状況（規模、地域、季節、天候、曜日、発生時間など）で変化しない
 - 事前利用の機能が弱い（抑止力、イマジネーション）
 - 個別項目として
 - 5W1H（6W2H、具体的なアクションの記述）
 - 代替案の記述
 - 時間別部署別の達成目標の欠如
 - 個人の経験が組織に遺伝しない仕組み
 - お上指導の作成法
 - 分厚い紙のマニュアル
- ◆ 災害情報の共有とマネジメント
- ◆ 災害情報の視点からの災害対応のトレース（これが適切な災害報道のキー）

第 7 部 耐震補強を進めるには

- ◆ 進まない理由はお金の問題か？ —「災害イマジネーション」向上と「技術と制度」の整備がキー
- ◆ 耐震強度偽装問題が社会的な注目を集めました —耐震強度偽装問題と既存不適格建物
- ◆ 耐震補強を推進させる「目黒の 3 点セット」 —わが国全体に対し、長期的に、真に防災に貢献する制度設計
- ◆ 新しい公助制度のしくみ —耐震補強実施者を対象とした行政による新しいインセンティブ制度
- ◆ 新しい共助制度のしくみ —耐震補強実施者を対象としたオールジャパンを対象とする共済制度
- ◆ 新しい自助制度のしくみ —耐震補強実施者を対象とした揺れ被害免責・地震火災対応の新しい地震保険
- ◆ 耐震補強は経済的にも得なのか？ —耐震補強の経済的な効果がわかるシミュレーション
- ◆ 今、流れを変えておかないと —本当に弱い人を助けるために（被災者生活再建支援制度の課題）
- ◆ 少子高齢化、人口減少社会を前提とした災害に強いまちづくり —いい場所に、いいものをつくって、よくメンテナンスして、長く使うシステムの構築をめざして

第8部 我が国の防災/危機管理のあるべき姿のまとめ

◆我が国の経済状況

2025年問題：預貯金 ≤ 借金（2013年8月9日：1,008兆6,281億円、財務省発表）
労働力の急激な現象（少子高齢人口減少社会）、復興債は可能か、
アンダーコントロールの予算か否か（復旧・復興費は被災地外吸収型：被災地内経済に貢献しない）

◆将来の被害を減らす事前対策とこれを実現する環境整備（事後対応では対処不可能なラインの認識）

脆弱建物の耐震補強の推進（目黒の3点セット）
リスクコントロールに貢献する金融モデル（地震保険）
防災格付け金融モデル（コストからバリュウへ、出費の対象から価値の創造母体へ）
地場産業を守る行政と金融機関との金融モデル

◆現象先取り、減災行動誘導型報道/情報提供（いつ、だれに、どんな情報を、どのように提供するか）

マスコミ報道、行政による市民への情報提供、外国人への対応策

◆事後の人材確保

国内：自衛隊と地方自治体（OB/OG活用）、日本式対口支援（適切なお見合い手法、事前の人事交流）
国外：21世紀型いざ鎌倉システム

◆業務の効率化と業務量の軽減策

合理的な地域防災計画の作り方
災害情報システム（行政、病院）/防災マニュアル
被災度判定業務の合理化（10倍の効率化）
仮設住宅の建設業務（被災者の分類と新しい仮設住宅のあり方、木材資源の有効活用）

◆防災/危機管理ビジネスの創造と育成（国内外への展開）、防災教育（災害イメージングの高い人間づくり）

さいごに：

今後の地震防災のために、何が本当の教訓か。

防災対策の効果と優先順位：自助≫共助≫公助。事前対策≫事後対策、

生命/安全の確保なくして、集中力のある災害対応は無理。自分・家族≫地域・仲間≫組織・会社。

さて、今すべきことは何でしょうか？ 自分と家族、地域と仲間を守るために真剣に考えてみてください。

政治家の役割 国家観・哲学、防災における「情と理」：ローカルに近視眼的に良さそうではダメ。

全国を対象に、長期的にまかり通る制度か？ 納税者に説明責任が果たせるか？の吟味が不可欠。

目黒公郎（めぐろ きみろう）のプロフィール：

東京大学教授、生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長、国際連合大学 Adjunct Professor、放送大学客員教授、工学博士。専門は都市震災軽減工学、防災戦略論。東京大学大学院修了後、日本学術振興会特別研究員、東京大学助手、助教授を経て、平成16年より教授、平成18-21年は東京工業大学特任教授を兼務。平成19年より所属センター長。平成22年4月より東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター教授を兼務。研究テーマは、構造物の破壊シミュレーションから防災の制度設計まで広範囲に及ぶ。地震を代表とする災害による損失の最小化を実現するハードとソフトの両面からの戦略研究に従事。途上国の地震防災の立ち上げ運動にも参加。内外の30を超える災害と事故の現地調査。「現場を見る」「実践的な研究」「最重要課題からタックル」がモットー。中央防災会議専門委員ほか、多数の省庁や自治体、ライフライン企業等の防災委員を務める。発表論文1,250編以上（会議論文含む）。学・協会誌・査読論文172編、国際会議論文205編、書籍（一部執筆含む）47編他、新聞・TV等による研究紹介370件以上。書籍は「被害から学ぶ地震工学、一現象を素直に見つめて－」、「地震のことはなそう（絵本）」、「東京直下大地震生き残り地図」、「ぼくの街に地震が来た（漫画）」、「じしんのえほん（絵本）」、「大地震 死んではいけない！」、「人とわざわい」、「緊急地震速報」、「間違いだらけの地震対策」、「都市と防災」、「今日からはじめる地震対策」、「大地震・火災・津波に備える。震災から身を守る52の方法」、「目で見える自然災害サバイバルハンドブック」、「巨大地震・巨大津波 一東日本大震災の検証－」、「首都大地震：揺れやすさマップ」など。受賞は日刊工業新聞技術・科学文化図書賞（大賞）、土木学会出版文化賞、地域安全学会論文賞、地盤工学会「土と基礎」年間優秀賞、土木学会国際活動奨励賞、文部科学大臣表彰（科学技術賞）など。

メモ：

■講師

御厨貴（みくりや・たかし）

1951年東京生まれ。東京大学法学部卒業。専門は近代日本政治史、オーラル・ヒストリー。東京都立大学教授、政策研究大学院大学教授、東京大学先端科学技術研究センター教授などを歴任し、2012年より放送大学教授と東京大学先端科学技術研究センター客員教授、2013年より青山学院大学特別招聘教授を兼務。TBS『時事放談』キャスター。

著書に、『権力の館を歩く』（毎日新聞社）、『政治へのまなざし』（千倉書房）、『政治の終焉』（NHK出版）、『政権交代を超えて―政治改革の20年』（岩波書店）、『知の格闘―掟破りの政治学講義』（筑摩書房）、『日本政治 ひざ打ち問答』（日本経済新聞出版社）などがある。

■講師

高野明彦（たかの・あきひこ）

目黒公郎（めぐろ・きみろう）

御厨貴（みくりや・たかし）



■報告者

東京藝術大学

嘉村哲郎（東京藝術大学 芸術情報センター 芸術情報研究員）

公式サイト：<http://archive.geidai.ac.jp>

■報告内容

東京藝術大学では、2011年に全学横断組織として「総合芸術アーカイブセンター」を設立した。本センターは、本学が所蔵する、歴史的に重要な芸術資料（美術・音楽・映像 作品や文書史料等）の他、講義や講演、演奏会等の録音・録画テープをデジタル技術による複製・保存をすることで様々な形でデータを活用する研究を進めている。

分野を超えた連携が求められる本センターは、東京藝術大学が開催するオーケストラやオペラ等演奏会の音声・映像と文字情報を研究対象とする「音響・映像データ」、大学史史料室に移動・寄贈される歴史文書・写真等を対象とする「大学史文書」、立体作品の3Dデータ計測や講義映像のデジタル化等を行う「美術情報」、ウェブへの情報公開からアーカイブ・システムの基盤構築、法的側面を担当する「情報システム」の4つのサブプロジェクトから構成される。

本ワークショップでは、総合芸術アーカイブセンターのウェブサイト（<http://archive.geidai.ac.jp>）を中心に、資料のデジタルアーカイブ構築とコンテンツ化にあたっての留意点、システム構築に関わる技術的側面やデジタルアーカイブ構築に必要な著作権処理の実践についての紹介を行う。

■報告者

大日本印刷株式会社

木戸英行（公益財団法人 DNP 文化振興財団 CCGA センター長）

公式サイト：<http://www.dnp.co.jp/foundation>

■報告内容

田中一光（1930-2002）は、西欧モダンデザインと日本美術の伝統を融合した独自のスタイルの作品で国際的に高い評価を得た 20 世紀後半を代表するグラフィックデザイナーである。それだけでなく、グラフィックデザイン界のリーダーのひとりとして長年活躍し、日本の戦後グラフィックデザインの動向を知る上でも欠かせない人物でもあった。

DNP 文化振興財団は 2008 年に遺族から、田中が残した作品・蔵書・写真・原稿・書類・書簡など、膨大な量の資料群を寄贈され、財団が運営する美術館、CCGA 現代グラフィックアートセンターにアーカイブを設置した。アーカイブはいまだ構築の途上だが、本報告はこの田中一光アーカイブの現状と課題を紹介するものである。

美術作品の収集保存が主な役割だった美術館に、作品以外の雑多な資料の複合体を扱うアーカイブ機能が期待されるようになってまだ日が浅い。とりわけグラフィックデザインについては国内でもまだ例が少なく、本アーカイブも資料の整理・保存・公開の方針を定めて構築作業を進められるようになるまでにはさまざまな困難があった。

そのひとつは、作品を対象にしてきた既存の美術館的な資料分類手法に、媒体も性質も異なる多様な資料群をいかに組み入れていくかという問題、具体的には資料管理や公開用のデータベースはどのようなものであるべきかという問題だった。

本報告では、現在開発中のデータベースの概要に加えて、当財団が進めている取り組みのいくつかを紹介する。

■報告者

特定非営利活動法人 連想出版

高野明彦、中村佳史

公式サイト：<http://rensou.info/>

お茶ナビゲート <http://ocha-navi.solacity.jp/>

■報告内容

連想出版は設立 10 年目の NPO 法人です。NII 連想情報学センターの研究から生まれた新書マップ、Book Town じんぼう、想－IMAGINE Book Search などの情報サービスを運営すると同時に、渋沢栄一記念財団の依頼により実業史錦絵絵引、渋沢敬三アーカイブ、渋沢社史データベースなどのサービス構築・運営を担当しています。また、本と街の案内所（神保町）やお茶ナビゲート（お茶の水）などの街の案内施設を運営して、電子情報サービスを活用して来街者を支援する試みを進めています。

また、NII の研究者チームと共同で、奈良国立博物館、国立近代美術館、国立新美術館、神奈川県立近代美術館、徳川美術館、小布施町立図書館、千代田図書館、国立科学博物館、早稲田大学演劇博物館、川崎市高津区ふるさとアーカイブ、三重県立博物館、奈良文化財研究所、万世橋アーカイブズなどの企画展展示や情報探索環境構築を手がけてきました。

本発表では、アーカイブを利用する地域情報サービスの構築例や、活動の中で地域のアーカイブ化を進める方法などについてご紹介します。

<http://www.rensou.info/philosophy/>

<http://ocha-navi.solacity.jp/>

<http://takatsufurusato.sakura.ne.jp/>

<http://www.ejrcf.or.jp/mansei/>

■報告者

東京国立近代美術館フィルムセンター

とちぎあきら（主任研究員）

公式サイト：<http://www.momat.go.jp/FC/HistoryofJapaneseFilm>

■報告内容

『銀輪』（1956年）は、戦後日本の実験映像を実作と理論の両面から牽引してきた松本俊夫監督のデビュー作だが、長年その残存が確認できない「幻の映画」とされてきた。

2005年、東京国立近代美術館フィルムセンターが徳間書店より受贈した600本余りの文化・記録映画の原版フィルムのなかに、英語題名を冠したオリジナルネガを発見。その後、写真化学的な複製、デジタル技術による修復、修復データの三色分解ネガへのレコーディングなど、保存、復元、上映素材の作成において様々な試みを行うとともに、映画祭での上映や美術館での展示など、多種多様な活用に応ずる対応を行ってきた。

こうして、アクセス可能になった『銀輪』は、映画史や前衛芸術の歴史において、真に正当な位置を見出すことができるようになったのである。

本プレゼンテーションでは、『銀輪』クロニクルというべきこの10年の展開を、一つの成功事例として、アーカイブにおける「集める」「残す」「見せる」という基本的なプロセスのなかに位置づけながら、現時点でのフィルム・アーカイビングの取り組みについて紹介する。

司会：石橋映里（日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム事務局代表）

■ご挨拶

（1） 主催者挨拶

長尾真 サミット組織委員会委員長（京都府特別顧問）

（2） ご来賓挨拶

河村建夫（電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟会長）

小坂憲次（デジタル文化資産推進議員連盟会長）

（3） ご後援挨拶

石川雅己（千代田区長）

■サミット全体報告と問題提起

吉見俊哉（東京大学教授）

■パネルディスカッション

アンドルー・ゴードン（ハーバード大学教授）

高野明彦（国立情報学研究所教授）

福井健策（骨董通り法律事務所代表パートナー 弁護士）

森まゆみ（作家）

吉見俊哉（東京大学教授：司会）

■サミット閉会宣言

沢辺均（サミット組織委員会事務局長・ポット出版）

■登壇者プロフィール（敬称略・五十音順）

・ アンドルー・ゴードン

ハーバード大学歴史学部教授。近代日本の労働史、政治史、社会史と著書の分野は多岐にわたり、広く使われている近代日本史の教科書の執筆も手がける。日本語の著書に、『日本労使関係史 1853-1955』ハーバード大学出版、1985 年（日本語翻訳版：岩波書店、2012 年）、『ミシンと日本の近代：消費者の創出』カルフォルニア大学出版、2011 年（日本語翻訳版：みすず書房、2012）、そして『日本の 200 年－徳川時代から現代まで－』オックスフォード大学出版、2013 年など。2011 年 3 月下旬以降、日本での多くの震災アーカイブプロジェクトと協力しながら、ハーバード大学の東日本大震災デジタルアーカイブ（JDA：jdarchive.org）の構築を進めてきた。

・ 高野明彦

国立情報学研究所教授、NPO 連想出版理事長。情報の関連性を発想支援に繋げる連想情報学を提唱。研究成果を活用して、新書マップ、想・IMAGINE Book Search、Book Town じんぼう、

文化遺産オンラインなどの情報サービスを展開。NHK 放送文化アーカイブや渋谷社史データベースの構築、お茶ナビゲートの運営を通じてデジタルアーカイブの活用法を模索している。

・福井健策

弁護士／ニューヨーク州弁護士。東京大学法学部卒。コロンビア大学法学修士。骨董通り法律事務所 for the Arts 代表パートナー。日本大学芸術学部客員教授。think C 世話人。著書に、『著作権とは何か』、『著作権の世紀』（集英社新書）、『「ネットの自由」 vs. 著作権』（光文社新書）、『誰が「知」を独占するのか デジタルアーカイブ戦争』（集英社新書）等。

・森まゆみ

作家。早稲田大学政経学部卒業、東京大学新聞研究所修了。出版社勤務の後の 1984 年、友人らと東京で地域雑誌「谷中・根津・千駄木」（谷根千工房）を創刊、2009 年の最終号まで編集人を務める。著書に、『鷗外の坂』、『「即興詩人」のイタリア』、『むかしまち地名事典』、『震災日録 記憶を記録する』、『「青鞥」の冒険 女が集まって雑誌をつくるということ』等多数。

・吉見俊哉

東京大学大学院情報学環教授。2010 年より大学総合教育研究センター長、教育企画室長、大学史史料室長、2011 年より東京大学副学長を兼任。著書に、『博覧会の政治学』、『カルチュラル・スタディーズ』、『メディア文化論』、『書物と映像の未来』、『311 情報学——メディアは何をどう伝えたか（叢書 震災と社会）』、『岩波映画の 1 億フレーム（記録映画アーカイブ）』等多数。



1515 年に出来た「侍従公良元起請文」
年月日 永正 12 年 12 月 20 日
西暦 1515 年
出典：京都府立総合資料館所蔵 東寺百合文書
寸法 (mm) 縦 273 x 横 450
公開画像サイズ 6632pixel × 5295pixel
300dpi での画像サイズ 561.5 ミリ × 448.3 ミリ
で公開されている

アーカイブサミット 2015 ガイドブック

- 発行 アーカイブサミット組織委員会
長尾真（京都府特別顧問）
事務局 文化資源戦略会議
- 発行日 2015 年 1 月 26 日（月）
- 発行部数 500 部
- 発行地 日本・東京

アーカイブサミット 2015 要項

- 日時 2015 年 1 月 26 日（月）
- 場所 千代田区立日比谷図書文化館
- 主催 アーカイブサミット組織委員会
委員長・長尾真（京都府特別顧問）
事務局 文化資源戦略会議
- 後援 千代田区
- 共催 千代田区立日比谷図書文化館
- 協賛 アイメー・ヴィアックス
角川文化振興財団・樹想社・小学館
新産業文化創出研究所・大日本印刷
電通・ヤフー
- アーカイブサミット組織委員会委員
・委員長
長尾真（京都府特別顧問）
・委員
青柳正規（文化庁長官）
石川雅己（千代田区長）
角川歴彦（株式会社 KADOKAWA 会長）
高階秀爾（大原美術館館長）
竹宮恵子（漫画家・京都精華大学学長）
宮田亮平（東京藝術大学学長）